

高齢者総合計画の策定について

1 目的等

本市の地域特性を生かした地域包括ケアシステムの深化・推進のため、高齢者保健福祉施策の方向性を示すとともに、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営に向けて、取り組むべき施策及び目標を定めることを目的に、すべての高齢者を対象とした総合的な福祉施策の実施に関する第10期高齢者保健福祉計画と、介護保険事業に係る保険給付及び地域支援事業の円滑な実施に関する第9期介護保険事業計画を一体的に策定するもの。

2 根拠法令及び計画期間

- (1) 根拠法令 高齢者保健福祉計画 老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画 介護保険法第117条
- (2) 計画期間 令和6年度～令和8年度（3か年）

3 策定の体制

(1) 介護保険事業等運営委員会

介護保険事業等運営委員会（委員14名）において、計画の策定に向けた協議を行う。

【構成】

- ・学識経験者、介護・医療・福祉に携わる関係者 12名
- ・一般公募（市民代表） 2名

(2) 部会

介護保険事業等運営委員会の下部組織として、以下の部会を設ける。

- ・評価部会 各種施策の進捗状況の評価を行う。
- ・ワーキング部会：素案作成に必要な調査、研究を行う。

4 策定スケジュール

- 令和4年11月：介護保険事業等運営委員会開催
- 令和5年 1月：実態調査実施
- 6月～12月：計画内容協議、計画骨子決定
- 令和6年 1月：パブリックコメント実施
- 3月：計画決定